

れが為に貴王府に備咨す。希わくは頒到せる大清雍正十二年分の正朔曆書を將て、欽遵して查明し臣民に頒布せんことを。庶わくは海国の山川、共に一王の正朔を凜み、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを。仍お咨覆施行するを賜りたし、等の因あり。雍正十二年八月十九日、貢使温思明等、咨文を齎回す。此れを准けたり。

遵行して随いで頒賜せる大清雍正十二年の正朔曆書を將て臣民に頒布し、拳国三十六島、共に聖寿の無疆にして、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを祝る。今、前因を准けたるに、合に就ちに咨覆すべし。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。請^ね為わくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

雍正十四年（一七三六）十月十三日 此の年は即ち乾隆元年なり。詳しくは前註に見ゆ。

注*本文書は二〇一・二二〇の咨覆である。

2-21-14

国王尚敬の、進貢のため都通事梁鼎等に付した符文
(雍正十四《一七三六》、十、十三)

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢すること、欽遵して案に在り。査するに、雍正十四年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官毛光潤・正議大夫鄭国柱・都通事梁鼎等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第二十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第二十九号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前^{ます}みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第二十七号の半印勘合符文を給し、都通事梁鼎等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実^もに遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員 毛光潤 跟伴一十二名

副使正議大夫一員 鄭国柱 跟伴一十二名

都通事一員 梁鼎 跟伴七名

在船通事二員 鄭国観 王裕之 跟伴八名

在船使者四員 ^①向克順 ^②毛廷禎 跟伴一十六名

存留通事一員 ^④陳弘訓 跟伴六名

在船通事一員 ^⑤鄭士綽 跟伴四名

管船夥長・直庫四名 ^⑥鄭亮采 ^⑦陳以桂 馬利涉 向得功

水梢共に一百二十名

右の符文は都通事梁鼎等に附し、此れを准ず

雍正十四年（一七三六）十月十三日 此の年は即ち乾隆元年なり。詳しくは前註に見ゆ。

注 (1) 向克順 乾隆元年の在船使者。『宝案』では康熙五十五年の結状

に紫巾官富盛親方（卷八）として名がみえる。

(2) 毛廷禎 乾隆元年の在船使者。『宝案』では乾隆四・七・十一年にも在船使者として、乾隆十九年の結状では紫巾官として名がみえる。

(3) 楊禔 乾隆元年の在船使者。『宝案』では乾隆十一年の在船使者（卷二八）としても名がみえる。

(4) 陳弘訓 康熙四十三年（一七〇四）五七。久米村系陳氏四世（真栄平家）。のちに弘訓から以箴に改名。雍正十年に都通事、乾隆十八年に正議大夫に陞る。雍正十年に漢字御右筆主取となり、乾隆元年に存留通事、七年に在船都通事、十六年に接貢都通事として福建に赴く（『家譜（二）』四七三頁）。

(5) 鄭士綽 親里親雲上（『家譜（二）』六四頁、金型の譜）。乾隆元年の在船通事。『宝案』では他に乾隆六年の都通事（卷二四）、十七年の在船都通事（卷三三）、二十三年の進貢の正議大夫（卷四二）となる。乾隆十九年の結状（卷三六）では正議大夫として名がみえる。

(6) 鄭亮采 乾隆元年の管船夥長。

(7) 陳以桂 康熙四十四（一七〇五）一七五三。久米村系陳氏四世（幸喜家）。幸喜通事親雲上。乾隆元年の管船夥長（二号船総管）。三年に読書習礼のために福建に渡る。十五年に難民の護送船都通事となる（『家譜（二）』四六一頁）。

2-21-15

国王尚敬の、進貢のため存留通事陳弘訓等に付した執照（头号船）（雍正十四《一七三六》、十、十三）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に雍正十四年の貢期に当たれば、特に耳目官毛光潤・正議大夫鄭国柱・都通事梁鼎等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第二十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第二十九号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して